確認済み証の交付

R2

（Ｎｏ． ３） 都市計画区域内における次の行為のうち、建築基準法上、**確認済証の交付**を受ける必要が**ないもの**はどれか。ただし、建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

- １ ．鉄骨造、延べ面積 300 m2、地上３階建ての既存の寄宿舎内における**エレベーターの設置**
  - 法87条の４
  - **エレベーターの設置**
- ２ ．第一種低層住居専用地域内における鉄筋コンクリート造、延べ面積 2,000 m2、地上２階建ての博物館の図書館への**用途変更**
  - 法87条１項かっこ書
  - **用途変更**
- ３ ．遊園地に設ける回転運動をする遊戯施設のうち、原動機を使用する**メリーゴーラウンドの築造**
  - 法88条１項
  - 令138条2項三号
  - **メリーゴーラウンドの築造**
- ４ ．木造、延べ面積 150 m2、高さ 8 m、平家建ての集会場の屋根の
  - 法６条1項
  - 法２条十四号
  - ✕ **大規模の修繕**

R元

（Ｎｏ． ３） 都市計画区域内における次の行為のうち、建築基準法上、**確認済証の交付**を受ける必要が**ないもの**はどれか。ただし、建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

- １ ．鉄骨造、延べ面積 300 m2、平家建ての倉庫の屋根の**過半の修繕**
  - 法６条1項一号
  - 法2条十四号
  - **過半の修繕**
- ２ ．共同住宅の新築工事を施工するために設ける鉄骨造、延べ面積 200 m2、地上２階建ての**仮設の工事管理事務所**であって、現場以外の場所に設けるものの**新築**
  - 法85条２項
  - **仮設の工事管理事務所**
- ３ ．鉄骨造、延べ面積 100 m2、高さ5 m、平家建ての一戸建ての住宅における、鉄骨造、床面積 15 m2、平家建ての附属自動車車庫の**増築**
  - 法６条1項四号
  - **附属自動車車庫の増築**
- ４ ．第一種住居地域内において、鉄筋コンクリート造、延べ面積 500 m2、地上 ２ 階建ての診療所（患者の収容施設があるもの）の、有料老人ホームへの**用途変更**（大規模の修繕又は大規模の模　様替を伴わないもの）
  - ✕
  - 法８条1項カッコ書
  - **用途変更**
  - 令137条の18第三号
  - 法６条1項一号

H30

（Ｎｏ． ３） 都市計画区域内における次の行為のうち、建築基準法上、**確認済証の交付**を受ける必要が**ないもの**はどれか。ただし、建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

- １ ．鉄骨造、延べ面積 100 m,の、**屋外観覧場の新築**
  - 法６条1項四号
  - 法2条一号
  - **屋外観覧場の新築**
- ２、鉄筋コンクリート造、延べ面積 500 m₂、地上3 階建ての物品販売業を営む既存の店舗内における、**エレベーター**（認証型式部材等に該当するもの）の設置
  - 法87条の２
  - 令146条第1項一号
  - 法６条1項一～三号
  - **エレベーター**
- ３ ．鉄骨造、延べ面積 200m₂、平家建ての事務所の、屋根の**過半の修繕**
  - ✕
  - 法６条1項、法２条十四号
  - **過半の修繕**
- ４、木造、延べ面積 300m₂、高さ8 m、地上 2 階建ての共同住宅の、寄宿舎への**用途の変更**（大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないもの）
  - 法87条1項
  - **用途の変更**

R3

（Ｎｏ． ３） 準防火地域内における次の行為のうち、建築基準法上、**確認済証の交付**を受ける必要が**ないもの**はどれか。ただし、建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

- １ ．鉄骨造、延べ面積 100 m2、平家建ての一戸建ての住宅における、床面積 8 m2の**増築**
  - 法６条1項四号
  - 法６条2項
  - 法２条十三号
  - **増築**
  - 都計法８条
- ２ ．木造、高さ 8 m、地上２階建ての飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が 300 m2のものにおける、屋根の**過半の模様替**
  - 法２条十五号
  - **過半の模様替**
- ３ ．第一種住居地域内にある鉄筋コンクリート造、延べ面積 2,000 m2、地上２階建ての水泳場の、体育館への**用途の変更**（大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないもの）
  - ✕
  - 法87条１項かっこ書
  - 令137条の18第七号
  - **用途の変更**
- ４ ．鉄筋コンクリート造、延べ面積 300 m2、地上３階建ての事務所内における、**エレベーターの設置**
  - 法87条の４
  - 令146条1項一号
  - 法６条1項三号
  - **エレベーターの設置**

法87条

- 工作物への準用　法88条
- **用途変更**
- 類似用途　令137条の18

令138条

確認申請を必要とする工作物

- 1項 煙突等の工作物
  - 煙突→６m超え
  - 広告塔→４m超え
  - 擁壁等→２m超え
- 2項 昇降機等の工作物
  - 乗用エレベーター、エスカレーターで観光用のもの
  - ウォーターシュート
  - コースター高架の遊戯施設等
- 3項 製造施設等の工作物
  - 第一号
    - 鉱物・岩石・土砂等の粉砕原動機を使用→工作物で・・・
    - 自動車車庫の用途に供する工作物
  - 第二号
    - 築造面積50㎡超

法6条1項

- 一号　特殊建築物　法別表第１（い）欄の用途の床面積の合計200㎡超　建築、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更
- 二号　木造
  - 階数≧３　建築、大規模の修繕、大規模の模様替、
  - 延べ面積≧５００㎡
  - 高さ〉13m
  - 軒の高さ〉９m
- 三号　木造以外　建築、大規模の修繕、大規模の模様替、
- 四号　一号～三号に該当しないもの　建築

法6条2項

確認申請が不要な場合　床面積の合計が10㎡以内

法6条の４

確認の特例

検査、報告、届出

- 法7条　完了検査
  - 4日以内
  - 建築主事まで
- 法7条の３　中間検査
  - 特定工程終了後
  - 4日以内
- 法７条の６　仮使用
- 法12条3項
  - 令16条３項　定期検査
  - 昇降機、建築設備、防火設備
  - 令129条の３
- 法8条　維持保全
- 報告、検査等　法12条5項
- 違反建築物に対する措置　法9条
- 用途の変更に対するこの法律の準用　法87条
- 工事中における安全上の措置等に関する計画の届出　法90条の３　令147条の２

R2

（Ｎｏ． ４） 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

- １ ．既存の地上３階建ての物品販売業を営む店舗（３階における当該用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 m2のもの）において、屋外への出口の戸に用いるガラスの取替えの工事の施工中に当該建築物を使用する場合は、当該建築主は、**工事の施工中における建築物の安全上、防火又は避難上の措置に関する計画**を作成して特定行政庁に届け出る必要はない。
  - 法90条の3
  - 令147条の２第二号
  - 法７条の６第1項　令13条の２
- ２ ．延べ面積 150 m2、地上３階建ての事務所に設けるエレベーター（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。）は、当該**エレベーター**について、定期に、一級建築士等に**検査**をさせて、その結果を**特定行政庁**に**報告**しなければならない。
  - 法12条３項
  - 令16条3項一号
  - 令129条の3第１項一号
- ３ ．建築主は、確認済証の交付を受けた建築物について、当該建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更（建築物の高さの最低限度が定められている区域内の建築物に係るもの を除く。）をして、当該建築物を建築しようとする場合において、変更後も建築物の計画が**建築基準関係規定に適合することが明らかなもの**は、あらためて、**確認済証の交付を受ける必要はない。**
  - 法６条１項かっこ書
  - 規則３条の２第１項三号
- ４ ．建築主は、鉄骨造、延べ面積 200 m2、平家建ての飲食店を新築する場合においては、**検査済証の交付**を受けた後でなければ、建築物を使用してはならない。
  - ✕
  - 法７条の６第１項
  - 法６条1項一号～三号

R元

（Ｎｏ． ４） 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

- １ ．鉄骨造、延べ面積 1,000 m2、地上 3 階建ての共同住宅を新築する場合においては、当該建築物の建築主は、検査済証の交付を受ける前においても、指定確認検査機関が安全上、防火上及 び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めたときは、仮に、**当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。**
  - 法７条の６第1項二号
- ２ ．延べ面積 3,000 m2、地上５階建ての事務所の用途に供する建築物（国等の建築物を除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者等は、当該建築物の**敷地、構造**及び**建築設備**について、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣から所定の資格者証の交付を受けた者にその状況の調査をさせて、その結果を**特定行政庁**に**報告**しなければならない。
  - 法12条1項、令16条２項
  - 令14条の２第二号
- ３ ．延べ面積 800 m2、地上５階建ての事務所について、ホテルの用途に供する部分の床面積の合計が 500 m2となる用途の変更に係る確認済証の交付を指定確認検査機関から受けた場合において、建築主は、当該工事が完了したときは、当該指定確認検査機関の検査を申請しなければ ならない。
  - ✕
  - 法87条1項
  - 法６条,法7条
- ４ ．延べ面積 5,000 m2、地上５階建ての百貨店（３階以上の階における百貨店の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m2のもの）の大規模の修繕の工事で、避難施設等に関する工事の施工中において、当該建築物を使用する場合においては、当該建築主は、仮使用の認定を受けるとともに、あらかじめ、当該工事の施工中における当該建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して**特定行政庁**に**届け出**なければならない。
  - 法90条の3
  - 令147条の2第一号

H29

（Ｎｏ． ３） 防火地域内における次の行為のうち、建築基準法上、**確認済証の交付**を受ける必要が**ないもの**はどれか。ただし、建築物の建築等に関する確認済証の交付を受ける必 要がない区域の指定はないものとする。

- １、木造、延べ面積 100m2、地上２階建ての一戸建ての住宅における、床面積 10m2の**増築**
  - 法６条1項四号　**増築**
  - 都計法８条　法６条２項
- ２、鉄骨造、延べ面積 300m2、平家建ての、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、その建築を許可した**仮設興行場の新築**
  - 法85条５項　**仮設興行場の新築**
  - 法６条
- ３、鉄骨造、延べ面積 400m2、平家建ての、**鉄道のプラットホーム**の上家の新築
  - ✕
  - 法６条1項　法２条一号かっこ書　**鉄道のプラットホームの上家**
- ４、鉄筋コンクリート造、延べ面積 500m2、地上２階建ての劇場の、大規模の修繕又は大規模の模様替を**伴わない**公会堂への**用途の変更**
  - 法87条１項カッコ書　**用途の変更**
  - 法６条1項一号　令137条の18

H29

（Ｎｏ． ４） 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

- 1、建築主は、高さが 60m を超える建築物を建築しようとする場合において、申請書を提出して都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関の**構造計算適合性判定を 受ける必要はない。**
  - 法６条の３第1項
  - 法20条1項一号
- 2、鉄筋コンクリート造、地上３階建ての共同住宅の用途に供する建築物である認証型 式部材等で、その新築の工事が一級建築士である工事監理者によって設計図書のと おり実施されたことが確認されたものは、**中間検査**において、その認証に係る型式 に適合するものとみなされる。
  - 法68条の20第２項
  - 法７条の５
- 3、建築主は、確認済証の交付を受けた建築物について、当該建築物の建築設備の材料、 位置又は能力の変更(性能が低下しない材料の変更及び能力が減少しない変更とする。)をして、当該建築物を建築しようとする場合においては、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものであっても、あらためて、確認済証の交付を受けなければならない。
  - ✕
  - 法６条1項カッコ書　規則３条の２第１項十五号
- 4、確認済証の交付を受けた建築物の新築の工事の**施工者**は、当該工事現場の見易い場所に、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当 該工事に係る**建築主事又は指定確認検査機関の確認があった旨の表示をしなければならない。**
  - 法89条1項　法６条1項

H30

（Ｎｏ． ４） 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

- 1、 既存の地上５階建ての病院（５階における当該用途に供する部分の床面積の合計が2000m,のもの）に設けた非常用の照明装置に用いる照明カバーの取替えの工事の施工中に、当該建築物 を使用する場合においては、当該建築主は、あらかじめ、工事の施工中における建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。
  - ✕
  - 令90条の３　令147条の2第二号
  - 法７条の６第1項　令13条の２
- 2、都市計画区域内においては、延べ面積 500 m₂の卸売市場を準住居地域内に新築する場合には、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものであっても、当該建築主は、特定行政 庁の許可を受ける必要はない。
  - 法51条ただし書　令130条の２の31項一号
- 3、延べ面積 1000 m₂、地上3 階建ての、**昇降機を設けていない自動車車庫の敷地、構造及び建築設備については**、当該所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、**定期**に、一級建築士等にその状況の**調査**をさせてその結果を**特定行政庁**に**報告する必要はない。**
  - 法12条1項、令16条１項
- 4、鉄骨造、延べ面積300 m₂、地上２階建ての飲食店を物品販売業を営む店舗とする用途の変更に係る確認済証の交付を受けた場合においては、当該建築主は、当該用途の変更に係る工事を完了したときは、建築主事に**工事完了届**を**届け出**なければならない。
  - 法87条1項

R3

（Ｎｏ． ４） 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

- １ ．建築主は、確認済証の交付を受けた建築物について、当該建築物の敷地面積が増加する場合の 敷地面積及び敷地境界線の変更（当該敷地境界線の変更により変更前の敷地の一部が除かれる　場合を除く。）をして、当該建築物を建築しようとするときは、変更後も建築物の計画が**建築基準関係規定に適合することが明らかなもの**は、あらためて確認済証の交付を受ける必要はない。
  - 法６条１項かっこ書
  - 規則３条の２第１項二号
- ２ ．延べ面積 2,000 m2、地上４階建ての病院の避難施設等に関する工事の施工中において当該建築物を使用する場合においては、当該建築主は、仮使用の認定を受けるとともに、あらかじめ、当該工事の施工中における当該建築物の安全上、**防火上又は避難上の措置に関する計画**を作成 して特定行政庁に届け出なければならない。
  - 法90条の3
  - 令147条の２第二号
  - 法７条の６　法６条1項一号
  - ✕
- ３ ．鉄骨造、平家建ての診療所（患者の収容施設があるもの）で、その用途に供する部分の床面積の合計が 200 m2のものを新築する場合においては、当該建築主は、**検査済証**の交付を受ける前であっても、当該建築物を使用することができる。
  - 法７条の６第１項
  - 法６条1項一号～三号
- ４ ．鉄筋コンクリート造、延べ面積 500 m2、地上５階建ての共同住宅を寄宿舎とする用途の変更（大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないもの）に係る確認済証の交付を受けた場合においては、当該建築主は、当該用途の変更に係る工事を完了したときは、建築主事に**工事完了届**を届け出なければならない。
  - 法87条1項
  - 令137条18各号